

Ⅱ 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

奈良県人事委員会及び人事院等

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 290事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から102事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和2年職種別民間給与実態調査)

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所	93	31	44	18
農 業 , 林 業		0	0	0	0
建 設 業		4	2	1	1
製 造 業		53	12	29	12
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業		8	5	1	2
卸売業、小売業		5	2	3	0
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		6	3	3	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		17	7	7	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が8所あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表 民間における家族手当の支給状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		79.2%
配偶者に家族手当を支給する		(97.8%)
家族手当制度がない		20.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,596円
	配偶者と子1人	16,438円
	配偶者と子2人	20,960円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第3表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	49.4 %	50.6 %	44.1 %	55.9 %	43.6 %	56.4 %
500人以上	53.0	47.0	42.0	58.0	41.4	58.6
100人以上 500人未満	42.1	57.9	41.4	58.6	39.6	60.4
50人以上 100人未満	62.6	37.4	54.9	45.1	58.1	41.9

第4表 民間における定年制の状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	93.6 %	6.4 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第5表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

区分	項目		給与減額なし %
	給与減額あり %	60歳で減額 %	
課長級	100.0	100.0	0.0
非管理職	100.0	100.0	0.0

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第6表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第6表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和2年度職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
81.2	81.2

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。